

安倍晋三元内閣総理大臣の「国葬」に反対する会長声明

1 2022年7月22日、岸田内閣は、銃撃されて死亡した安倍晋三元内閣総理大臣（以下「安倍元首相」という）につき、本年9月27日に「国葬」を執り行い、その経費は全額国費によって支出すると閣議決定した。

もとより、人を殺傷する暴力的行為が許されないことは言を俟たない。また、故人を私的に追悼し、その冥福を祈ることは個々人の内心の自由に委ねられている。

しかしながら、敢えて国をあげて「国葬」を実施することについては、本来必要な法的根拠を欠くのではないかという重大な疑義があり、また国民の思想・信条の自由を侵害するおそれがある。加えて、特定の政治家の葬儀を、政府が敢えて「国葬」という形式で行うとなれば、当該政治家に対する正当な批判を封殺することにつながりかねず、民主主義に重大な悪影響をもたらすことが危惧される。

2 明治憲法下において「国葬」は天皇の勅令である「国葬令」を法的根拠として行われ、「国家ニ偉功アル者」に対して天皇の「特旨ニ依リ」「賜フ」ものとされてきた。

「国葬」は特定個人を「国家に偉功ある者」として讃え、国家全体で悼むことで、当該特定個人を他の国民とは異なる特別扱いをするための儀式であった。

この「国葬令」は、現憲法に背反するものとして「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」により失効した。

これは、先に述べた明治憲法下での「国葬」の意味、「国葬」によって特定個人を特別扱いすることが現憲法の主要理念である個人の尊重（憲法13条）や法の下での平等（憲法14条）にそぐわないこと、また後述のとおり、国民の思想・良心の自由（憲法19条）を侵害するおそれがあることからすれば、当然の結論であったといえよう。このように、戦前に国葬を行う際の法的根拠とされた「国葬令」が現憲法に背反するものとして失効した経緯からすれば、現憲法下で「国葬」を行おうとするのならば、その目的、内容、対象者の選定基準や選定手続等について、法的根拠を明確に定め、それが憲法に背反しないことを明確にすることが必要不可欠である。

それにもかかわらず、1967年には吉田茂元総理大臣の「国葬」が法的根拠を欠いたまま実施された。その後、1975年の佐藤榮作元総理大臣の死去に際して

「国葬」の実施が検討されたときには、改めて法的根拠が問題となり、法的根拠が明確でないとする当時の内閣法制局の見解が示されたことが最大の決め手となって、結局「国葬」は行われなかった。その後の歴代元総理大臣の死去に際しては、「国葬」が検討されたことすらなかった。

政府は、今回「国葬」を行う法的根拠について、内閣府設置法（1999年制定）第4条3項33号で内閣府の所掌事務とされている「国の儀式」として閣議決定をすれば実施可能との見解を示している。しかし、内閣府設置法は内閣府の行う所掌事務を定めた組織規範にすぎないから、同号をもって、「国葬」が憲法に背反しないことを担保する法的根拠とすることには重大な疑義がある。

また、仮に、内閣府設置法を根拠に「国葬」が実施できるとなれば、選定基準、選定手続すら定められていない以上、まさに時の政府のお手盛りによって「政府にとって都合の良い人物、好ましい人物」を対象者として選ぶことができるようになるが、これは政治・公金の私物化につながりかねない。

「国葬」が特定個人を礼賛し、他の国民とは異なる特別な存在であることをアピールする効果をもつ以上、やはり、法的根拠に重大な疑義を残したまま実施することは許されない。

3 また、「国葬」の実施は、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）を侵害するおそれがある。

言うまでもなく、安倍元首相に限らず、特定の政治家個人の持つ政治思想・信念に対する国民の賛否は様々であり、そのことは思想・良心の自由によって保障されている。従って、特定の政治家が死亡した場合に弔意を表明するか否か、それを対外的に表明するか否かも、同じく思想・良心の自由及び内心の自由によって保障されている。

ところが、戦後唯一の「国葬」となった1967年の吉田茂元首相の「国葬」の際には、テレビ・ラジオでは娯楽番組の放送が中止され、全国各地でサイレンが鳴らされ、学校や職場で黙祷が事実上強要された事案も発生した。今回も、既に、福岡市教育委員会が安倍元首相の私的葬儀に合わせて弔旗の掲揚に配慮するよう各学校に通知を出したのをはじめ、全国各地の教育委員会が学校に対して半旗掲揚を要請す

る事態が生じた。

政府は、安倍元首相の「国葬」においては国民に対し弔意の表明や黙祷等は求めないとしているが、他方、地方自治体や教育委員会が現場の学校や職員らに弔意表明を指示するのを禁じる通知を出すことには慎重な姿勢を崩しておらず、各府省庁幹部らでつくる準備会合では各府省庁で弔旗の掲揚と黙祷を実施することが決定されている。「国葬」の際には、公的機関のみならず民間機関に対しても同様の有形無形の同調圧力がかかることは容易に予想され、弔意の表明の事実上の強制が行われかねない。

このように、「国葬」の実施は、国民に対して特定の思想・信念を持つ政治家個人に対する弔意を、事実上強制する契機をはらむものであり、国民の思想・良心の自由（憲法第19条）を侵害するおそれがある。

- 4 政府は、安倍元首相を「国葬」とする理由について、「歴代最長の期間、総理大臣の重責を担い、内政・外交で大きな実績を残した」などとしている。

しかし、特に政治家の政治実績に関しては、是々非々に議論が尽くされることこそが民主主義を発展させていくものである。そうであるのに、特定の政治家についてその業績を一方向的に高く評価し、讃える儀式として「国葬」を国費によって行うことは、同政治家に対する批判や、ひいては同政治家がけん引した政治的実績に対する批判を、抑制ないし圧迫する効果をもたらしかねない。そうなれば民主主義に重大な悪影響が及ぶことが危惧される。

- 5 当会は、安倍元首相の「国葬」にはこのような憲法上の問題点等があることから、これに反対するものである。

2022年（令和4年）9月14日

福岡県弁護士会 会長 野田部哲也